

配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに関するFAQ

平成29年10月

(平成30年10月改訂)

国税庁

(注) この質疑事例は、平成30年1月1日現在の法令等に基づいて作成しています。

《目次》

1 改正の概要

〔問〕 平成29年度税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われ、配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額等が改正されたと聞きましたが、この改正の概要を教えてください。…………… 5

2 適用開始日

〔問〕 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額等の改正は、いつから適用されるのですか。… 6

3 源泉控除対象配偶者（1）

〔問〕 「給与所得者の扶養控除等申告書」に記載する「源泉控除対象配偶者」とは、どのような人をいうのですか。…………… 6

4 源泉控除対象配偶者（2）

〔問〕 配偶者が源泉控除対象配偶者に該当しない場合には、「給与所得者の扶養控除等申告書」の「源泉控除対象配偶者」欄への記載は不要となるのですか。…………… 6

5 源泉控除対象配偶者（3）

〔問〕 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出するに当たり、配偶者が源泉控除対象配偶者に該当するかどうかは、どの時点で判定するのですか。…………… 6

6 源泉控除対象配偶者に該当することになった場合

〔問〕 年の中で、給与所得者の合計所得金額の見積額又は配偶者の合計所得金額の見積額に異動があり、その配偶者が源泉控除対象配偶者に該当することになった場合は、どうすればよいのでしょうか。…………… 7

7 源泉控除対象配偶者に該当しないことになった場合

〔問〕 年の中で、給与所得者の合計所得金額の見積額又は配偶者の合計所得金額の見積額に異動があり、その配偶者が源泉控除対象配偶者に該当しないことになった場合は、どうすればよいのでしょうか。…………… 7

8 同一生計配偶者

〔問〕 「給与所得者の扶養控除等申告書」の記載欄にある「同一生計配偶者」とは、どのような人をいうのですか。…………… 7

9 同一生計配偶者である障害者

〔問〕 同一生計配偶者で一般の障害者に該当する人がいる場合には、「給与所得者の扶養控除等申告書」にどのように記載すればよいのでしょうか。…………… 8

10 配偶者に係る扶養親族等の数の計算方法

〔問〕 給与等に対する源泉徴収税額を求める際の配偶者に係る扶養親族等の数の算定方法について教えてください。…………… 8

11 控除対象配偶者	
〔問〕 平成 29 年度税制改正により、控除対象配偶者の規定が変更になったと聞きましたが、どのように変更されたのでしょうか。……………	9
12 配偶者控除と給与所得者本人の合計所得金額の関係	
〔問〕 平成 30 年分以後の配偶者控除について、給与所得者本人の合計所得金額が 1,000 万円（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が 1,220 万円）を超える場合には、適用を受けることができないのですか。……………	9
13 配偶者特別控除と配偶者の合計所得金額の関係	
〔問〕 平成 30 年分以後の配偶者特別控除について、配偶者の合計所得金額が 76 万円（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が 141 万円）を超える場合でも、適用を受けることができますか。……………	10
14 給与所得者の配偶者控除等申告書	
〔問〕 平成 29 年度税制改正で新設された「給与所得者の配偶者控除等申告書」について教えてください。……………	10
15 「給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書」（兼用様式）の変更について	
〔問〕 従来の「給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書」の兼用様式については、平成 30 年分から「給与所得者の保険料控除申告書」と「給与所得者の配偶者控除等申告書」の 2 種類の様式とされたとのことですが、保険料に関する控除のみ（又は配偶者（特別）控除のみ）適用を受ける場合であっても、「給与所得者の保険料控除申告書」と「給与所得者の配偶者控除等申告書」の両方を提出しなければならないのですか。 ……	11
16 配偶者控除の適用を受けるための申告書	
〔問〕 「給与所得者の扶養控除等申告書」の「源泉控除対象配偶者」欄に配偶者の氏名等を記載して給与等の支払者に提出していれば、「給与所得者の配偶者控除等申告書」を提出しなくても、年末調整において配偶者控除の適用を受けることができますか。……………	11
17 源泉控除対象配偶者に該当しない配偶者が配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となる場合（1）	
〔問〕 合計所得金額が 900 万円（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が 1,120 万円）超の給与所得者と生計を一にする配偶者であるため、源泉控除対象配偶者に該当しませんが、年末調整において、配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となる配偶者となりますか。 ……	12
18 源泉控除対象配偶者に該当しない配偶者が配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となる場合（2）	
〔問〕 源泉控除対象配偶者に該当しない配偶者が配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となる配偶者に該当する場合、どのようにすればこれらの控除の適用を受けることができますか。 ……	12
19 配偶者控除及び配偶者特別控除の適用要件と控除額	
〔問〕 「給与所得者の配偶者控除等申告書」を提出することにより適用を受けられる、配偶者控除及び配偶者特別控除について教えてください。……………	13
20 「給与所得者の配偶者控除等申告書」の記載の順序	
〔問〕 「給与所得者の配偶者控除等申告書」の記載の順序等について教えてください。 ……	13

- 21 「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載する給与所得者の合計所得金額や配偶者の合計所得金額（見積額）（1）
 [問] 「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載する合計所得金額について教えてください。… 14
- 22 「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載する給与所得者の合計所得金額や配偶者の合計所得金額（見積額）（2）
 [問] 「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載する合計所得金額の見積額は、どの時点の見積額を記載するのですか。…………… 14
- 23 「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載する給与所得の金額の計算方法
 [問] 「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載する給与所得者の給与所得の金額や配偶者の給与所得の金額は、どのように計算するのですか。…………… 15
- 24 「給与所得者の合計所得金額の見積額」欄の記載省略の可否
 [問] 給与所得者の本年中の合計所得金額について、給与収入だけしかなく、給与等の収入金額の見積額が約 500 万円であるため、本年中の合計所得金額は 900 万円（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が 1, 120 万円）以下となることが明らかですので、この場合は、「給与所得者の配偶者控除等申告書」において、「あなたの本年中の合計所得金額の見積額」欄や「あなたの合計所得金額（見積額）」欄に記載をせず、判定欄にチェックするだけでよろしいですか。…………… 15
- 25 「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載する「配偶者控除の額」及び「配偶者特別控除の額」
 [問] 「給与所得者の配偶者控除等申告書」により求めた控除額について、「給与所得者の配偶者控除等申告書」の「配偶者控除の額」欄と「配偶者特別控除の額」欄のどちらに記載すればよいか教えてください。…………… 15
- 26 配偶者控除額の源泉徴収簿への記載
 [問] 源泉徴収簿の記載欄が変わったと聞いたのですが、「給与所得者の配偶者控除等申告書」で求めた配偶者控除額は、源泉徴収簿のどの欄に記載するのですか。…………… 16
- 27 「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載された「あなたの合計所得金額（見積額）」欄の給与所得の収入金額に誤りがあった場合
 [問] 年末調整時に従業員から提出された「給与所得者の配偶者控除等申告書」の「あなたの合計所得金額（見積額）」欄に記載された給与所得の収入金額よりも、本年中にその従業員に支払った給与等の金額の方が多かったため、その従業員に「給与所得者の配偶者控除等申告書」の記載内容の再確認を依頼したところ、その給与所得の収入金額や「配偶者控除の額（配偶者特別控除の額）」欄の金額に誤りがあることが判明しました。どのように処理すればよろしいですか。…………… 16
- 28 「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載した配偶者の合計所得金額の見積額とその確定額に差が生じた場合
 [問] 年末調整を終えた後に、従業員から、当初提出していた「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載した配偶者の合計所得金額の見積額とその確定額に差が生じたため、適用を受ける配偶者特別控除額が増加するとの申出があったのですが、いつまで年末調整をやり直すことができますか。…………… 17

29 扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表

〔問〕 配偶者控除額については、毎年、税務署で配布している「年末調整のしかた」の最終ページにある「配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」を使用して扶養控除等と一括して控除額の合計額を求めていましたが、配偶者控除等の改正により、この早見表について、変わったところがありますか。…………… 17

30 「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載すべき事項の電磁的方法による提供について

〔問〕 「給与所得者の配偶者控除等申告書」について、「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する特例制度」の適用を受けることはできますか。…… 18

31 「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載すべきマイナンバー（個人番号）について

〔問〕 「給与所得者の配偶者控除等申告書」の余白に「給与支払者に提供済みのマイナンバー（個人番号）と相違ない」旨の記載をすることで、マイナンバー（個人番号）の記載に代えることはできますか。…………… 18

32 給与等の支払者が一定の帳簿を備え付けている場合のマイナンバー（個人番号）の記載について

〔問〕 平成 28 年分の「給与所得者の扶養控除等申告書」を基に、一定の帳簿を作成し備え付けているため、従業員が作成する平成 29 年分の「給与所得者の扶養控除等申告書」には控除対象配偶者のマイナンバー（個人番号）の記載を不要としていましたが、平成 30 年分の「給与所得者の扶養控除等申告書」や平成 30 年分の「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載する源泉控除対象配偶者や障害者控除の対象となる同一生計配偶者などについては、その配偶者のマイナンバー（個人番号）を記載しないといけないのですか。…………… 19

1 改正の概要

〔問〕 平成 29 年度税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われ、配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額等が改正されたと聞きましたが、この改正の概要を教えてください。

〔答〕

配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額等の改正の概要は、次のとおりです。

① 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正

配偶者控除の控除額が改正されたほか、給与所得者の合計所得金額が 1,000 万円（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が 1,220 万円）を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができないこととされました（改正前：給与所得者の合計所得金額の制限無）。

また、配偶者特別控除の控除額が改正されたほか、対象となる配偶者の合計所得金額が 38 万円超 123 万円以下（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が 103 万円超 201 万 6 千円未満）とされました（改正前：38 万円超 76 万円未満（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が 103 万円超 141 万円未満））。

② 「給与所得者の扶養控除等申告書」の記載内容の変更等

平成 29 年分の「給与所得者の扶養控除等申告書」については、「控除対象配偶者」を記載することになっていましたが、平成 30 年分の「給与所得者の扶養控除等申告書」については、「源泉控除対象配偶者」を記載することとされました。

また、平成 29 年分までの「給与所得者の配偶者特別控除申告書」が平成 30 年分からは「給与所得者の配偶者控除等申告書」に改められ、これに伴い、「給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書」（兼用様式）について、平成 30 年分からは、「給与所得者の保険料控除申告書」と「給与所得者の配偶者控除等申告書」の 2 種類の様式となりました。

なお、他にも源泉徴収簿の⑮欄の「配偶者特別控除額」が「配偶者（特別）控除額」に改められ、同欄に配偶者控除の控除額を記載することとされるなどの変更がされています。

③ 配偶者に係る扶養親族等の数の算定方法の変更

給与等を支払う際に源泉徴収をする税額は、「給与所得の源泉徴収税額表」によって求めるところ、この「給与所得の源泉徴収税額表」の適用に当たっては、扶養親族等の数を算定する必要があります。

扶養親族等の数の算定に当たり、配偶者が源泉控除対象配偶者に該当する場合には、扶養親族等の数に 1 人を加えて計算することとされました。

また、同一生計配偶者が障害者に該当する場合には、扶養親族等の数に 1 人を加えて計算することとされました。

2 適用開始日

〔問〕 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額等の改正は、いつから適用されるのですか。

〔答〕

この改正は、平成 30 年分以後の所得税について適用されます。

3 源泉控除対象配偶者（1）

〔問〕 「給与所得者の扶養控除等申告書」に記載する「源泉控除対象配偶者」とは、どのような人をいうのですか。

〔答〕

「源泉控除対象配偶者」とは、給与所得者（合計所得金額が 900 万円（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が 1,120 万円）以下の人に限ります。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が 85 万円（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が 150 万円）以下の人をいいます。

4 源泉控除対象配偶者（2）

〔問〕 配偶者が源泉控除対象配偶者に該当しない場合には、「給与所得者の扶養控除等申告書」の「源泉控除対象配偶者」欄への記載は不要となるのですか。

〔答〕

「給与所得者の扶養控除等申告書」の「源泉控除対象配偶者」欄には、配偶者が源泉控除対象配偶者に該当する場合に、その氏名、個人番号、生年月日、住所、その年の合計所得金額の見積額などを記載することとされています。

したがって、配偶者がいる場合であっても、その配偶者が源泉控除対象配偶者に該当しないときは、「源泉控除対象配偶者」欄への記載は不要となります。

5 源泉控除対象配偶者（3）

〔問〕 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出するに当たり、配偶者が源泉控除対象配偶者に該当するかどうかは、どの時点で判定するのですか。

〔答〕

「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出する際に、配偶者が源泉控除対象配偶者に該当するかどうかは、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出する日の現況により判定します。この場合、その判定の要素となるその年の合計所得金額の見積額については、例えば、直近の源泉徴収票や給与明細書を参考にして見積もった合計所得金額により判定することとなります。

6 源泉控除対象配偶者に該当することになった場合

〔問〕 年の中で、給与所得者の合計所得金額の見積額又は配偶者の合計所得金額の見積額に異動があり、その配偶者が源泉控除対象配偶者に該当することになった場合は、どうすればよいのでしょうか。

〔答〕

年の中で、給与所得者の合計所得金額の見積額又は配偶者の合計所得金額の見積額に異動があり、その配偶者が源泉控除対象配偶者に該当することになった場合には、給与所得者は、給与所得者の合計所得金額の見積額又は配偶者の合計所得金額の見積額に異動があった日以後最初に給与等の支払を受ける日の前日までに「給与所得者の扶養控除等異動申告書」を給与等の支払者へ提出することとなります。

なお、提出を受けた給与等の支払者は、給与所得者から「給与所得者の扶養控除等異動申告書」の提出があった日以後、扶養親族等の数に1人を加えて源泉徴収税額を算定することとなります。

(注) 既に源泉徴収を行った月分の源泉徴収税額については、遡って修正することはできませんので年末調整により精算することとなります。

7 源泉控除対象配偶者に該当しないことになった場合

〔問〕 年の中で、給与所得者の合計所得金額の見積額又は配偶者の合計所得金額の見積額に異動があり、その配偶者が源泉控除対象配偶者に該当しないことになった場合は、どうすればよいのでしょうか。

〔答〕

年の中で、給与所得者の合計所得金額の見積額又は配偶者の合計所得金額の見積額に異動があり、その配偶者が源泉控除対象配偶者に該当しないことになった場合には、給与所得者は、給与所得者の合計所得金額の見積額又は配偶者の合計所得金額の見積額に異動があった日以後最初に給与等の支払を受ける日の前日までに「給与所得者の扶養控除等異動申告書」を給与等の支払者へ提出することとなります。

なお、提出を受けた給与等の支払者は、給与所得者から「給与所得者の扶養控除等異動申告書」の提出があった日以後、扶養親族等の数から1人を減らして源泉徴収税額を算定することとなります。

(注) 既に源泉徴収を行った月分の源泉徴収税額については、遡って修正することはできませんので年末調整により精算することとなります。

8 同一生計配偶者

〔問〕 「給与所得者の扶養控除等申告書」の記載欄にある「同一生計配偶者」とは、どのような人をいうのですか。

〔答〕

「同一生計配偶者」とは、給与所得者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が38万円（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が103万円）以下の人をいいます。

9 同一生計配偶者である障害者

〔問〕 同一生計配偶者で一般の障害者に該当する人がいる場合には、「給与所得者の扶養控除等申告書」にどのように記載すればよいのでしょうか。

〔答〕

同一生計配偶者で一般の障害者に該当する人がいる場合には、「給与所得者の扶養控除等申告書」の「障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生」欄の「障害者」の項目及び「同一生計配偶者」（一般の障害者）欄にチェックを付けるとともに、「左記の内容」欄に次の事項を記載します。

- ① 障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（障害の等級）などの障害者に該当する事実
- ② 同一生計配偶者の氏名、マイナンバー（個人番号）、住所、生年月日及びその年の合計所得金額の見積額

（注）1 上記の場合で、同一生計配偶者が非居住者である場合には、その旨及びその年中にその同一生計配偶者に送金等をした金額の合計額を記載します（送金等をした金額の合計額は、年末調整時に記載します。）。

なお、上記②の事項のうち「給与所得者の扶養控除等申告書」の「源泉控除対象配偶者」欄に記載している事項については、氏名を除き、記載を省略できます。

また、同一生計配偶者のマイナンバー（個人番号）について、一定の要件の下で、記載をしなくてもよい場合があります（詳細については、「32 給与等の支払者が一定の帳簿を備え付けている場合のマイナンバー（個人番号）の記載について」を参照してください。）。

- 2 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出する際に、同一生計配偶者に該当するかどうかは、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出する日の現況により判定します。この場合、その判定の要素となるその年の合計所得金額の見積額については、例えば、直近の源泉徴収票や給与明細書を参考にして見積もった合計所得金額により判定することとなります。

10 配偶者に係る扶養親族等の数の計算方法

〔問〕 給与等に対する源泉徴収税額を求める際の配偶者に係る扶養親族等の数の算定方法について教えてください。

〔答〕

給与等を支払う際に源泉徴収をする税額は「給与所得の源泉徴収税額表」によって求めるところ、この「給与所得の源泉徴収税額表」の甲欄を適用する場合には、「給与所得者の扶養控除等申告書」に基づいて、扶養親族等の数を算定する必要があります。

給与等に対する源泉徴収税額を求める際の扶養親族等の数の算定に当たっては、配偶者が源泉控除対象配偶者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算します。

また、同一生計配偶者が一般の障害者や特別障害者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて、同一生計配偶者が同居特別障害者に該当する場合には2人を加えて計算します。

したがって、配偶者が、源泉控除対象配偶者に該当するとともに、同一生計配偶者である一般の障害者や特別障害者にも該当する場合には、扶養親族等の数に2人を加えて計算します。また、配偶者が源泉控除対象配偶者に該当するとともに、同一生計配偶者である同居特別障害者にも該当する場合には、扶養親族等の数に3人を加えて計算します。

(注) 「給与所得の源泉徴収税額表」の甲欄を適用する場合の扶養親族等の数は、配偶者に係る扶養親族等の数と、配偶者以外の扶養親族等の数とを合計した数となります。

11 控除対象配偶者

〔問〕 平成 29 年度税制改正により、控除対象配偶者の規定が変更になったと聞きましたが、どのように変更されたのでしょうか。

〔答〕

「控除対象配偶者」とは、平成 29 年分以前は、給与所得者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が 38 万円（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が 103 万円）以下の人とされていましたが、平成 30 年分以後は、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が 1,000 万円（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が 1,220 万円）以下である給与所得者の配偶者とされました。

12 配偶者控除と給与所得者本人の合計所得金額の関係

〔問〕 平成 30 年分以後の配偶者控除について、給与所得者本人の合計所得金額が 1,000 万円（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が 1,220 万円）を超える場合には、適用を受けることができないのですか。

〔答〕

配偶者控除については、平成 29 年分以前は、給与所得者本人の合計所得金額にかかわらず、給与所得者に控除対象配偶者（給与所得者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が 38 万円（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が 103 万円）以下の人）に該当する人がいる場合に適用を受けることができましたが、平成 30 年分以後は、給与所得者本人の合計所得金額が 1,000 万円（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が 1,220 万円）を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができません。

なお、平成 30 年分以後の配偶者控除については、給与所得者本人の合計所得金額が 900 万円（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が 1,120 万円）を超え、1,000 万円（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が 1,220 万円）以下である場合には、その合計所得金額に応じて適用される控除額が逡減することとなっています。

13 配偶者特別控除と配偶者の合計所得金額の関係

〔問〕 平成 30 年分以後の配偶者特別控除について、配偶者の合計所得金額が 76 万円（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が 141 万円）を超える場合でも、適用を受けることができますか。

〔答〕

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額については、平成 29 年分以前は、38 万円超 76 万円未満（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が 103 万円超 141 万円未満）でしたが、平成 30 年分以後については、38 万円超 123 万円以下（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が 103 万円超 201 万 6 千円未満）となりました。

したがって、配偶者の合計所得金額が 76 万円（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が 141 万円）を超える場合であっても、123 万円以下（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が 201 万 6 千円未満）であれば、配偶者特別控除の適用を受けることができることとなります。

ただし、配偶者特別控除の適用を受けることができるのは、配偶者控除の場合と同様に、給与所得者本人の合計所得金額が 1,000 万円（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が 1,220 万円）以下の場合に限られます。

14 給与所得者の配偶者控除等申告書

〔問〕 平成 29 年度税制改正で新設された「給与所得者の配偶者控除等申告書」について教えてください。

〔答〕

給与所得者が配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受ける場合には、給与等の支払者からその年の最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、「給与所得者の配偶者控除等申告書」を給与等の支払者に提出することとなっています。

なお、従来の「給与所得者の配偶者特別控除申告書」については、平成 30 年分以後は廃止されています。

また、控除の対象となる配偶者が非居住者である場合には、「給与所得者の配偶者控除等申告書」を提出する際に「親族関係書類」^(注1)及び「送金関係書類」^(注2)を給与等の支払者に提出又は提示する必要があります。ただし、同じ年分の「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出する際にその配偶者に係る「親族関係書類」を提出又は提示している場合には、「親族関係書類」の提出又は提示は必要ありません。

(注) 1 「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、非居住者である親族が給与所得者の親族であることを証するものをいいます（その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。）。

- ① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び非居住者である親族の旅券（パスポート）の写し
- ② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（非居住者である親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限り。）

2 「送金関係書類」とは、次の書類で、給与所得者がその年において非居住者であ

る親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます（その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。）。

- ① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりその給与所得者から非居住者である親族に支払をしたことを明らかにする書類
- ② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、非居住者である親族がそのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示等してその非居住者である親族が商品等を購入したこと等により、その商品等の購入等の代金に相当する額の金銭をその給与所得者から受領し、又は受領することとなることを明らかにする書類

15 「給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書」（兼用様式）の変更について

〔問〕 従来の「給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書」の兼用様式については、平成 30 年分から「給与所得者の保険料控除申告書」と「給与所得者の配偶者控除等申告書」の 2 種類の様式とされたとのことですが、保険料に関する控除のみ（又は配偶者（特別）控除のみ）適用を受ける場合であっても、「給与所得者の保険料控除申告書」と「給与所得者の配偶者控除等申告書」の両方を提出しなければならないのですか。

〔答〕

生命保険料控除等の保険料に関する控除の適用を受ける方については「給与所得者の保険料控除申告書」を、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受ける方については「給与所得者の配偶者控除等申告書」を提出することとなりますので、いずれか一方の控除のみ適用を受ける場合には、当該一方に係る申告書のみを提出することとなります。

例えば、配偶者のいない方が保険料に関する控除の適用を受ける場合は、「給与所得者の保険料控除申告書」のみを提出することとなります。

16 配偶者控除の適用を受けるための申告書

〔問〕 「給与所得者の扶養控除等申告書」の「源泉控除対象配偶者」欄に配偶者の氏名等を記載して給与等の支払者に提出していれば、「給与所得者の配偶者控除等申告書」を提出しなくても、年末調整において配偶者控除の適用を受けることができますか。

〔答〕

平成 29 年分以前の年末調整においては、「給与所得者の扶養控除等申告書」の「控除対象配偶者」欄に配偶者の氏名等を記載して給与等の支払者に提出することで、配偶者控除の適用を受けることができましたが、平成 30 年分以後の年末調整からは、配偶者控除の適用を受けるためには、「給与所得者の配偶者控除等申告書」を給与等の支払者に提出する必要があります。

そのため、「給与所得者の扶養控除等申告書」の「源泉控除対象配偶者」欄への記載の有

無にかかわらず、「給与所得者の配偶者控除等申告書」の提出がなければ、配偶者控除の適用を受けることはできません。

17 源泉控除対象配偶者に該当しない配偶者が配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となる場合（1）

〔問〕 合計所得金額が900万円（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が1,120万円）超の給与所得者と生計を一にする配偶者であるため、源泉控除対象配偶者に該当しませんが、年末調整において、配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となる配偶者となりますか。

〔答〕

源泉控除対象配偶者とは、合計所得金額が900万円（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が1,120万円）以下の給与所得者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。以下この間において同じです。）で合計所得金額が85万円（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が150万円）以下の人を行います。

一方、年末調整において配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となる配偶者は、合計所得金額が1,000万円（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が1,220万円）以下の給与所得者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が123万円以下（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が201万6千円未満）の人となります。

したがって、例えば、合計所得金額が900万円超1,000万円以下（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が1,120万円超1,220万円以下）の給与所得者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が123万円以下（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が201万6千円未満）の人は、源泉控除対象配偶者には該当しませんが、配偶者の合計所得金額が38万円（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が103万円）以下の場合は配偶者控除の対象となる配偶者となり、配偶者の合計所得金額が38万円（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が103万円）超の場合は配偶者特別控除の対象となる配偶者となります。

18 源泉控除対象配偶者に該当しない配偶者が配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となる場合（2）

〔問〕 源泉控除対象配偶者に該当しない配偶者が配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となる配偶者に該当する場合、どのようにすればこれらの控除の適用を受けることができますか。

〔答〕

源泉控除対象配偶者に該当しない配偶者が配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となる配偶者に該当する場合のこれらの控除については、毎月（毎日）の源泉徴収税額の計算では考慮されませんが、年末調整により適用を受けることができます。

具体的には、その年の最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、「給与所得者の配偶者控除等申告書」を給与等の支払者に提出することにより控除の適用を受けることができます。

19 配偶者控除及び配偶者特別控除の適用要件と控除額

〔問〕 「給与所得者の配偶者控除等申告書」を提出することにより適用を受けられる、配偶者控除及び配偶者特別控除について教えてください。

〔答〕

配偶者控除とは、給与所得者が控除対象配偶者を有する場合に、給与所得者本人の所得金額の合計額から 38 万円（配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合は 48 万円）を限度として、給与所得者の合計所得金額に応じた金額を控除するというものです。

配偶者特別控除とは、給与所得者（合計所得金額が 1,000 万円（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が 1,220 万円）以下の人に限ります。）が生計を一にする配偶者（合計所得金額が 123 万円以下（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が 201 万 6 千円未満）の人に限ります。）で控除対象配偶者に該当しない人を有する場合に、その給与所得者本人の所得金額の合計額から 38 万円を限度として、給与所得者の合計所得金額と配偶者の合計所得金額に応じた金額を控除するというものです。

20 「給与所得者の配偶者控除等申告書」の記載の順序

〔問〕 「給与所得者の配偶者控除等申告書」の記載の順序等について教えてください。

〔答〕

配偶者控除額及び配偶者特別控除額は、税務署で配布している「給与所得者の配偶者控除等申告書」で求めることができるようになっており、次の 1～6 の順に記載します。

1 給与所得者の合計所得金額の見積額

「合計所得金額の見積額の計算表」欄の「あなたの合計所得金額（見積額）」欄により計算した各所得の合計額を「あなたの本年中の合計所得金額の見積額」欄に転記します。

2 給与所得者の合計所得金額の区分の判定

上記 1 で転記した金額を基に「判定」欄（「900 万円以下（A）」、「900 万円超 950 万円以下（B）」又は「950 万円超 1,000 万円以下（C）」）の該当箇所をチェックし、判定結果を「区分Ⅰ」欄に記載します。

3 配偶者の合計所得金額の見積額の計算

「合計所得金額の見積額の計算表」欄の「配偶者の合計所得金額（見積額）」欄により計算した各所得の合計額を「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」欄に転記します。

なお、配偶者に収入がない場合には、「配偶者の合計所得金額（見積額）」欄の「(1)～(7)の合計額」欄のみに「0」と記載します（「給与所得(1)」欄等に「0」を記載する必要はありません。）。

4 配偶者の合計所得金額の区分の判定

上記 3 で転記した金額及び「老人控除対象配偶者」欄を基に「判定」欄（「38 万円以下かつ年齢 70 歳以上 ①」、「38 万円以下かつ年齢 70 歳未満 ②」、「38 万円超 85 万円以下 ③」又は「85 万円超 123 万円以下 ④」）の該当箇所をチェックし、判定結果を「区分Ⅱ」欄に記載します。

5 配偶者控除額又は配偶者特別控除額の算出

「控除額の計算」欄の表に、上記 2 の判定結果（A～C）及び上記 4 の判定結果（①

～④) を当てはめ、配偶者控除額又は配偶者特別控除額を求めます。

6 「配偶者控除の額」欄又は「配偶者特別控除の額」欄への記載

上記5により求めた配偶者控除額又は配偶者特別控除額を「配偶者控除の額」欄又は「配偶者特別控除の額」欄に記載します。

21 「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載する給与所得者の合計所得金額や配偶者の合計所得金額（見積額）（1）

〔問〕 「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載する合計所得金額について教えてください。

〔答〕

「合計所得金額」とは、次の①から⑦までに掲げる金額の合計額をいいます。

- ① 純損失又は雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除を適用しないで計算した総所得金額
- ② 上場株式等に係る配当所得等について、申告分離課税の適用を受けることとした場合の当該配当所得等の金額（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算の適用がある場合には、その適用後の金額及び上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用がある場合には、その適用前の金額）
- ③ 土地・建物等の譲渡所得の金額（長期譲渡所得の金額（特別控除前）と短期譲渡所得の金額（特別控除前））
- ④ 一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除又は特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除の適用がある場合には、その適用前の金額）
- ⑤ 先物取引に係る雑所得等の金額（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用がある場合には、その適用前の金額）
- ⑥ 退職所得金額
- ⑦ 山林所得金額

なお、この「合計所得金額」には、源泉分離課税により源泉徴収だけで納税が完結するものや、あるいは確定申告をしないことを選択した一定の所得は含まれません。

22 「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載する給与所得者の合計所得金額や配偶者の合計所得金額（見積額）（2）

〔問〕 「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載する合計所得金額の見積額は、どの時点の見積額を記載するのですか。

〔答〕

「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載された配偶者が控除対象配偶者等に該当するかどうか等は、その申告書を提出する日の現況により判定します。そのため、その判定の要素となる合計所得金額の見積額は、例えば、給与所得以外の所得がなく、その申告書を12月1日に提出する場合、11月支給分までの給与等の収入金額に12月に支給されるであろう給与等の収入金額を見積った金額を加え、年間の給与等の収入金額の見積額を求め、

その見積額から給与所得控除額を控除した残額を記載することとなります。

23 「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載する給与所得の金額の計算方法

〔問〕 「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載する給与所得者の給与所得の金額や配偶者の給与所得の金額は、どのように計算するのですか。

〔答〕

給与所得の金額は、年間の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額となります。

給与所得の金額の計算は、税務署で配布している「給与所得者の配偶者控除等申告書」の裏面の「3 所得区分」の【①給与所得】に掲載している「参考：給与所得の金額の計算方法」のとおりとなります。

例えば、年間の給与等の収入金額が95万円の場合、給与所得の金額は30万円（95万円－65万円（給与所得控除額））となります。

（注） 給与所得の金額については、国税庁ホームページに掲載している「年末調整のしかた」にある「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」により求めることもできます。

24 「給与所得者の合計所得金額の見積額」欄の記載省略の可否

〔問〕 給与所得者の本年中の合計所得金額について、給与収入だけしかなく、給与等の収入金額の見積額が約500万円であるため、本年中の合計所得金額は900万円（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が1,120万円）以下となることが明らかですので、この場合は、「給与所得者の配偶者控除等申告書」において、「あなたの本年中の合計所得金額の見積額」欄や「あなたの合計所得金額（見積額）」欄に記載をせず、判定欄にチェックするだけでよろしいですか。

〔答〕

「給与所得者の配偶者控除等申告書」において、給与所得者の合計所得金額の見積額や配偶者控除額又は配偶者特別控除額の計算の基礎等については、法定の記載事項とされています。

そのため、判定欄だけでなく「あなたの本年中の合計所得金額の見積額」欄や「あなたの合計所得金額（見積額）」欄にも記載する必要があります。

25 「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載する「配偶者控除の額」及び「配偶者特別控除の額」

〔問〕 「給与所得者の配偶者控除等申告書」により求めた控除額について、「給与所得者の配偶者控除等申告書」の「配偶者控除の額」欄と「配偶者特別控除の額」欄のどちらに記載すればよいか教えてください。

〔答〕

配偶者控除額及び配偶者特別控除額については、「給与所得者の配偶者控除等申告書」により求めることができますが、求めた控除額を「給与所得者の配偶者控除等申告書」の「配

偶者控除の額」欄と「配偶者特別控除の額」欄のどちらに記載するかについては、「給与所得者の配偶者控除等申告書」の「控除額の計算」欄の「摘要」欄を参考にします。

その申告書の区分Ⅱに①又は②と記載されていれば「配偶者控除の額」欄に求めた控除額を記載し、区分Ⅱに③又は④と記載されていれば「配偶者特別控除の額」欄に求めた控除額を記載します。

26 配偶者控除額の源泉徴収簿への記載

〔問〕 源泉徴収簿の記載欄が変わったと聞いたのですが、「給与所得者の配偶者控除等申告書」で求めた配偶者控除額は、源泉徴収簿のどの欄に記載するのですか。

〔答〕

配偶者控除額については、平成 29 年分は源泉徴収簿の⑯欄の「配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」に含めて記載することになっていましたが、平成 30 年分は源泉徴収簿の⑮欄の「配偶者（特別）控除額」に記載することになります。

（注）平成 30 年分の源泉徴収簿については、⑮欄の「配偶者特別控除額」が「配偶者（特別）控除額」に、⑯欄の「配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」が「扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」になっています。

27 「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載された「あなたの合計所得金額（見積額）」欄の給与所得の収入金額に誤りがあった場合

〔問〕 年末調整時に従業員から提出された「給与所得者の配偶者控除等申告書」の「あなたの合計所得金額（見積額）」欄に記載された給与所得の収入金額よりも、本年中にその従業員に支払った給与等の金額の方が多かったため、その従業員に「給与所得者の配偶者控除等申告書」の記載内容の再確認を依頼したところ、その給与所得の収入金額や「配偶者控除の額（配偶者特別控除の額）」欄の金額に誤りがあることが判明しました。どのように処理すればよろしいですか。

〔答〕

従業員から提出された「給与所得者の配偶者控除等申告書」の「あなたの合計所得金額（見積額）」欄に記載された給与所得の収入金額などに誤りがある場合、給与等の支払者は、その従業員の方に「給与所得者の配偶者控除等申告書」の記載内容の訂正を依頼するなどして、適正な配偶者控除額又は配偶者特別控除額により、年末調整を行ってください。

28 「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載した配偶者の合計所得金額の見積額とその確定額に差が生じた場合

〔問〕 年末調整を終えた後に、従業員から、当初提出していた「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載した配偶者の合計所得金額の見積額とその確定額に差が生じたため、適用を受ける配偶者特別控除額が増加するとの申出があったのですが、いつまで年末調整をやり直すことができますか。

〔答〕

年末調整後、その年の12月31日までの間において、配偶者の合計所得金額の見積額に異動が生じ、配偶者特別控除額が増加し年末調整による年税額が減少することとなる場合、その年分の源泉徴収票を給与等の支払者が作成するまでに、その異動があったことについて給与所得者からその異動に関する申出があったときは、年末調整の再計算の方法でその減少することとなる税額を還付してもよいこととされています。

したがって、翌年1月の「給与所得の源泉徴収票」を交付する時まで年末調整の再調整を行うことができます。

なお、年末調整の再調整によらず、従業員が確定申告をすることによって、その減少することとなる税額の還付を受けることもできます。

※ 年末調整後、その年の12月31日までの間において、配偶者の合計所得金額の見積額に異動が生じ、配偶者特別控除額が減少し年末調整による年税額が増加することとなる場合も同様に、翌年1月の「給与所得の源泉徴収票」を交付する時まで年末調整の再調整を行うことができます。

29 扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表

〔問〕 配偶者控除額については、毎年、税務署で配布している「年末調整のしかた」の最終ページにある「配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」を使用して扶養控除等と一括して控除額の合計額を求めていましたが、配偶者控除等の改正により、この早見表について、変わったところがありますか。

〔答〕

平成29年分以前の「配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」については、「①」欄の控除額に配偶者控除額（38万円）が含まれていましたが、平成30年分の「扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」については、配偶者控除額（38万円）は含まれていません。

なお、配偶者控除額については、給与所得者から提出を受けた「給与所得者の配偶者控除等申告書」により求めることができます。

30 「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載すべき事項の電磁的方法による提供について

〔問〕 「給与所得者の配偶者控除等申告書」について、「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する特例制度」の適用を受けることはできますか。

〔答〕

平成 29 年度税制改正により、「給与所得者の配偶者控除等申告書」が新設されましたが、「給与所得者の配偶者控除等申告書」についても「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する特例制度」の適用を受けることができます。

なお、既に「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する特例制度」について、所轄税務署長の承認を受けている場合には、新たに承認を受ける必要はありません。

31 「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載すべきマイナンバー（個人番号）について

〔問〕 「給与所得者の配偶者控除等申告書」の余白に「給与支払者に提供済みのマイナンバー（個人番号）と相違ない」旨の記載をすることで、マイナンバー（個人番号）の記載に代えることはできますか。

〔答〕

平成 29 年度税制改正により新設された「給与所得者の配偶者控除等申告書」には、控除対象となる配偶者のマイナンバー（個人番号）を記載する必要がありますので、原則として、マイナンバー（個人番号）の記載を省略することはできません。

しかしながら、給与等の支払者と従業員との間での合意に基づき、従業員が「給与所得者の配偶者控除等申告書」の余白に「マイナンバー（個人番号）については給与支払者に提供済みのマイナンバー（個人番号）と相違ない」旨を記載した上で、給与等の支払者において、既に提供を受けている控除対象となる配偶者のマイナンバー（個人番号）を確認し、確認した旨を「給与所得者の配偶者控除等申告書」に表示するのであれば、「給与所得者の配偶者控除等申告書」の提出時に控除対象となる配偶者のマイナンバー（個人番号）を記載しなくても差し支えありません。

なお、給与等の支払者において保有しているマイナンバー（個人番号）とマイナンバー（個人番号）の記載が省略された者に係る「給与所得者の配偶者控除等申告書」については、適切かつ容易に紐付けられるよう管理しておく必要があります。

32 給与等の支払者が一定の帳簿を備え付けている場合のマイナンバー（個人番号）の記載について

〔問〕 平成 28 年分の「給与所得者の扶養控除等申告書」を基に、一定の帳簿^(注)を作成し備え付けているため、従業員が作成する平成 29 年分の「給与所得者の扶養控除等申告書」には控除対象配偶者のマイナンバー（個人番号）の記載を不要としていましたが、平成 30 年分の「給与所得者の扶養控除等申告書」や平成 30 年分の「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載する源泉控除対象配偶者や障害者控除の対象となる同一生計配偶者などについては、その配偶者のマイナンバー（個人番号）を記載しないといけないのですか。

〔答〕

平成 30 年分の「給与所得者の扶養控除等申告書」及び平成 30 年分の「給与所得者の配偶者控除等申告書」においては、源泉控除対象配偶者又は障害者控除の対象となる同一生計配偶者など、配偶者のマイナンバー（個人番号）を記載することとされましたが、平成 30 年分の「給与所得者の扶養控除等申告書」及び平成 30 年分の「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載されるべき配偶者のマイナンバー（個人番号）その他の記載事項を記載した帳簿を給与等の支払者が備え付けている場合には、その配偶者のマイナンバー（個人番号）の記載を不要とすることができます。

つまり、当該帳簿に記載されている配偶者のマイナンバー（個人番号）等に変更がなければ、平成 29 年分以前は控除対象配偶者であった者が、平成 30 年分以後に源泉控除対象配偶者や障害者控除の対象となる同一生計配偶者になったとしても、配偶者のマイナンバー（個人番号）の記載を不要とすることができます。

(注) 一定の帳簿とは、所得税法第 198 条第 6 項に規定する帳簿をいい、給与等の支払者が次の①から⑤までの申告書に記載されるべき本人、控除対象となる配偶者（源泉控除対象配偶者、控除対象配偶者及び配偶者特別控除の対象となる生計を一にする配偶者）又は控除対象扶養親族等のマイナンバー（個人番号）その他の事項を記載した帳簿（次の①から⑤の申告書の提出前に、これらの申告書の提出を受けて作成された帳簿に限ります。）をいいます。

- ① 給与所得者の扶養控除等申告書
- ② 従たる給与についての扶養控除等申告書
- ③ 給与所得者の配偶者控除等申告書
- ④ 退職所得の受給に関する申告書
- ⑤ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書